

金沢の伝統芸能育成奨励金交付規程

(目的)

第1条 この規程は、先人より育まれてきた、金沢の伝統芸能の育成のため、金沢の芸妓となった者を育成した料亭経営者に対し、奨励金を交付することで新たな芸能就業者の育成と芸の向上を図り、もって金沢の伝統文化の継承発展に資することを目的とする。

(交付要件)

第2条 奨励金の交付を受けることのできる者は、次の各号の要件を満たすものとする。

- (1)金沢の芸妓となって1年以上2年未満で、金沢の伝統芸能就業奨励金を受け、同一料亭に所属しながら新たに各種稽古を行った者が所属する料亭経営者
- (2)所属料亭組合長の推薦を受けることのできる者

(申請方法)

第3条 奨励金の交付を受けようとする者は、金沢の伝統芸能育成奨励金交付申請書(第1号様式。以下「申請書」という。)、その他理事長が必要と認める書類を受付期間内に提出するものとする。

(交付の決定)

第4条 理事長は、第3条の申請があったときは、金沢の伝統芸能育成助成金交付審査会設置規程に規定する金沢の伝統芸能助成金交付審査会(以下「審査会」という。)の決定に基づき、提出された書類を審査し、奨励金の交付又は不交付を決定しなければならない。

- 2 奨励金の交付を決定したときは、金沢の伝統芸能育成奨励金交付決定通知書(第2号様式。以下「決定通知書」という。)により申請者(第3条の規定により申請を行った者をいう。以下同じ。)に通知するものとする。
- 3 奨励金の不交付を決定したときは、その理由を付して決定通知書により申請者に通知するものとする。
- 4 理事長は、第2項の決定にあたり、必要があると認めるときは条件を付することができる。

(交付金額)

第5条 奨励金は、予算の範囲内で、金沢の伝統芸能就業奨励金を受けた者1人につき30万円を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第6条 奨励金の交付の決定を受けた者または奨励金の交付を受けた者が次の各号に該当するときは、理事長は、奨励金の交付決定を取り消し、既に交付した奨励金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1)偽り、その他不正の手段により奨励金の交付の決定を受けたとき、又は奨励金の交付を受けたとき。
- (2)非行その他の不適当な行為のあったとき。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に理事長が定める。